

飯塚市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

飯塚市議会議長 城 丸 秀 高

飯塚市議会訓令第1号

飯塚市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令
飯塚市議会の個人情報保護に関する条例施行規程(令和5年飯塚市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法<u>第19条の4第1項第4号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)<u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>(17) (略)</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法<u>第19条の4第1項第5号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)<u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u></p> <p>(17) (略)</p>

附 則

この規程中第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)第14条の規定の施行の日(令和8年4月1日)から、第3条第5号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行の日(令和8年6月14日)から施行する。